

令和4年5月6日開催

箕輪町農業委員会第15回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年5月6日(金) 午後2時57分から午後3時50分

2 開催場所 役場3階講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 英人
事務局次長	唐澤 智大
事務局	金澤 史朗

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 農繁期に入りました。健康に留意されますようお願いいたします。
コロナの状況は予断を許しません、委員会活動の活発化の心構えだけはさせていただいて引き続きご活躍いただければと思います。本日も議題は盛りだくさんですので慎重審議いただくようお願いいたします。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまから第15回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、4月の経過報告をいたします。事務局願います。

事務局 4月5日火曜日の午後2時から、農業功績者表彰伝達式を役場講堂で行いました。全委員が参加しました。

その後、第14回総会を同会場にて行い、農地法第3条の案件3件、第4条の案件2件、第5条の案件6件については、総会后6日付で許可書を交付しました。

女性の農業委員会活動推進シンポジウム及び女性委員のための農業者年金セミナーについてはユーチューブライブ（オンライン配信）にて開催されました。女性委員の皆さんへリンク先を送付し、4月6日（水）以降、自宅にて聴講いただきました。

4月20日水曜日午後6時から農政部会、その後、午後7時から人・農地プランを中心議論とした役員会を実施しました。

農地移動適正化あっせん会議を4月21日木曜日に実施、北部果樹団地構想打ち合わせを4月27日水曜日に北部委員の5人と会長、JA職員、町職員にて行いました。

また町から箕輪町男女共同参画推進協議会委員の推薦依頼があり、春日代理を委員として報告しています。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

8番 井口雅文 委員 9番 藤森英雄 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1件目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

対象農地は 東箕輪〇〇番（田）〇〇㎡。農振地域内です。

譲受人は〇〇aの自作地があり、下限面積30aを満たしています。

譲渡人は〇〇氏、譲受人は〇〇氏です。

譲渡人は高齢のため農業ができず9月に農地相談をされていた方です。この度、譲り受けていただける方が見つかりました。

2件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇（田）〇〇㎡。

農振地域外で売買価格は坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇氏、譲受人は〇〇氏です。

譲受人は〇〇aの自作地があり、下限面積5aを満たしています。

3件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地 中箕輪〇〇(畑) 〇〇㎡。

農振地域内で売買価格は坪〇〇円です。

譲渡人は辰野町の〇〇氏、譲受人は駒ヶ根市の〇〇氏です。

譲受人は〇〇aの自作地があり、下限面積30aを満たしています。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、金澤博委員。

金澤博委員 金澤です。事務局の説明のとおりです。本家にあたる親戚の方へ譲るということです。特に問題ないと思います。

議 長 2番案件、春日初委員。

春日委員 春日です。4月7日に申請者から説明を受けました。特に問題ないと思います。

議 長 3番案件、櫻井委員。

櫻井委員 櫻井です。4月7日に申請者から説明を受けました。隣の農地が荒れており、そこは対応してほしいと話しました。申請地については問題ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。通路に伴う申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(田) 〇〇㎡。2種農地になります。

申請者は 〇〇氏です。

辰野町の〇〇氏が隣地の中箕輪〇〇へ住宅を建てるにあたり、通路として利用するための申請です。

現在の所有者である〇〇氏と新規取得者の〇〇氏で、持ち分を2分の1ずつとしたため、4条と5条でそれぞれ申請します。5条の申請はこの後の第3号議案でご審議をお願いいたします。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

1番案件、春日初委員。

春日委員

春日です。4月17日に土地家屋調査士から説明を受けました。特に問題はないと思います。

議長

ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(田) 〇〇㎡。

住宅を建築するための申請です。

2件目の案件です。売買での所有権移転による通路の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(田) 〇〇㎡。

通路として使用するための申請です。〇〇氏と〇〇氏で持ち分2分の1ずつとします。議案第2号の4条申請の関連案件です。

1、2とも 譲受人は 辰野町の〇〇氏、譲渡人は 〇〇氏です。2種農地で売買価格は 坪〇〇円です。

3件目の案件です。売買での所有権移転による駐車場の申請です。

対象農地は 東箕輪〇〇(畑) 〇〇㎡。

2種農地で売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は 〇〇氏、譲渡人は〇〇氏、〇〇氏です。

土や砂利を敷き〇〇氏の会社の駐車場として利用するための申請です。

4件目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(畑) 〇〇㎡。2種農地です。

借受人は 〇〇氏、貸付人は 〇〇氏です。

譲受人は現在アパート暮らしであり、父親の土地を使用貸借し住宅を建築するための申請です。

5件目の案件です。売買での所有権移転による特定建築条件付土地の申請です。

対象農地 中箕輪〇〇(田) 〇〇㎡。

中箕輪〇〇(田) 〇〇㎡ 合計 〇〇㎡です。

2種農地です。売買価格は 坪〇〇円です。

譲受人は 南箕輪村の〇〇株式会社、

譲渡人は 〇〇氏です。

特定建築条件付売買予定地に係る申請です。

平成31年3月29日付農林水産省農村振興局長通知をご覧ください。

建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受けようとする場合であって、次の要件を全て満たすことが確実に認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うものとします。

(1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とは売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者(建設業者が複数の場合を含む。(2)において同じ。)と土地購入者とは当該土地に建設する住宅について一定期間内(おおむね3月以内)に建築請負契約を締結することを約すること。

(2) (1)の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とは、(1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。

(3) 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。

資料に事業計画書と土地売買契約書(案)がありますのでご確認ください。また提出書類にて融資証明書も確認をしております。

条件付きですので、転用後に決まりが守られているか、確認をする必要があります。

6件目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は

中箕輪〇〇(畑) 〇〇m²、中箕輪〇〇(畑) 〇〇m²、
中箕輪〇〇(畑) 〇〇m²、中箕輪〇〇(畑) 〇〇m²、
中箕輪〇〇(畑) 〇〇m² 合計 〇〇m²です。

こちらは、過去に転用許可が出された土地の変更申請となります。

中箕輪〇〇は 昭和48年4月18日許可、転用目的は 事業所、木工所。転用事業者は〇〇氏です。

中箕輪〇〇は平成13年10月15日許可、転用目的は住宅用地。転用事業者は〇〇氏です。

2種農地で、売買価格 坪〇〇円です。

譲受人は 〇〇氏、譲渡人は さいたま市 〇〇氏です。

以前の転用事業者である〇〇氏は、申請地に木材加工所や住宅を建築し移住する予定でしたが、経済上の理由などから断念。

今回の転用事業者である〇〇氏は妻と二人暮らしですが、現在の住宅が老朽化していることから新しい家を建築希望。現在住んでいる住宅及び土地は処分予定です。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。

ご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

1 番、2 番案件、春日初委員。

春日委員 春日です。先ほど4条の際の説明のとおりです。

議 長 3番案件は私、鈴木です。申請者から説明を受けました。事務局の説明のとおりです。転用やむなしと判断します。
4番案件、唐澤稔委員。

唐澤稔委員 唐澤です。4月7日に説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議 長 5番案件、大槻憲治委員。

大槻委員 大槻です。4月13日に申請者から説明を受けました。きちんとした形でやってほしいと要望しました。

議 長 6番案件、唐澤金実委員。4月19日に説明を受けました。手入れはされていましたが、長い間耕作がされていなかった土地です。問題ないと思われま

唐澤金実委員 唐澤です。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

52ページは、総括表となります。

畑 14, 682㎡です。

53ページからは、借り手の状況となります。

55ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和4年5月10日、終期は 令和14年12月31日となります。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

58ページは、総括表となります。

田 39, 694㎡ 畑 17, 686㎡ 合計57, 380㎡

59ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出
について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
71ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳にな
ります。13件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたしま
す。
75ページをお開きください。
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
全部で5件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議 長 続きまして、日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援
事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明い
たします。
77ページは総括表です。
78ページは内訳になります。〇〇氏から公社へ売買の案件となります。
報告第3号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第3号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思います。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

8 番

9 番
